

## 鈴鹿のお茶は世界に通ずキャンペーン～鈴鹿のかぶせ茶でおもてなし～ 試供品配布店舗募集要領

本市の大切な特産物であるお茶は、リーフ需要が伸び悩み、消費減退が続く中、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に続いて、新茶時期のイベント中止、国内旅行者やインバウンドの大幅減少、葬儀など業務用需要の減少があり、消費はさらに低迷し、厳しい状況が続いています。

そこで、市内飲食店で鈴鹿のお茶を積極的に提供することで、鈴鹿のお茶によるおもてなしを推進するとともに、鈴鹿のお茶の新たな需要創造や消費拡大を目指すことを目的に、「鈴鹿のお茶は世界に通ずキャンペーン～鈴鹿のかぶせ茶でおもてなし～」を実施します。

当事業の趣旨を御理解いただき、御参加賜りますようお願いいたします。

### 1 名称

鈴鹿のお茶は世界に通ずキャンペーン～鈴鹿のかぶせ茶でおもてなし～

### 2 試供品配布期間

令和3年11月5日（金）から令和3年11月24日（水）まで（20日間）

### 3 参加費用

無料

### 4 事業概要

- (1) 参加店舗（以下、「店舗」という。）で飲食を行う来店者（お客様）に対して、着席時等に水又はお湯と一緒に試供品を1人当たり1袋配布します。  
※給水機等により来店者が自ら水又はお湯を入れるような場合でも、試供品のお茶を淹れることができる環境が整っていれば参加できます。
- (2) 試供品及び店頭告知に関するのぼりやステッカー、三角POP等の資材を、市から店舗に無償で提供します。
- (3) 試供品配布は、店舗に提供した試供品が無くなり次第終了とし、試供品の追加提供はありません。
- (4) 試供品配布終了後、店頭告知に関する資材は店舗で処分してください。
- (5) 試供品配布期間が終了した際に配布残がある場合は、引き続き、無くなるまで配布を行ってください。

### 5 参加条件

- (1) 鈴鹿市内に店舗が所在し、常設であること
- (2) 来店者の着席時等に水又はお湯を提供し、その場で試供品のティーバッグを利用することができる飲食店であること
- (3) 三重県暴力団排除条例（平成22年三重県条例第48号）及び鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年3月28日条例第2号）を遵守すること

### 6 試供品の仕様及び配布数

#### (1) 仕様

すずか産かぶせ茶3g入り（一番茶）、テトラ型紐付きティーバッグ、個包装

## (2) 店舗への配布数

参加申込書に記載した店舗における1日当たりの平均来店者数を参考に市が店舗ごとの配布数を決定します。

なお、試供品の総配布数は100,000袋を上限して、上限に達するまで先着順で受け付けをします。

## 7 募集期間

令和3年10月6日(水)から令和3年10月20日(水)まで

## 8 申込み

参加申込書を次のいずれかの方法で提出してください。

### (1) 電子メール

件名を「試供品(イートイン)申込み」とした上で、必要事項を記入した参加申込書を添付する又はメール本文に記入し、農林水産課へ電子メールを送信してください。

【電子メール宛先：鈴鹿市農林水産課 [norin@city.suzuka.lg.jp](mailto:norin@city.suzuka.lg.jp)】

### (2) Fax

必要事項を記入した参加申込書をFaxで送信してください。Fax送信後は、電話で農林水産課にFax到着確認をしてください。Fax到着確認は、土曜日・日曜日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までにお願いします。

【Fax宛先：鈴鹿市農林水産課 059-382-7610】

## 9 試供品の配布数確定

募集締切後、申込状況を集計して各店舗への試供品の配布数を決定します。決定次第、各店舗宛てに試供品の配布数等を記載した通知を送付します。

## 10 試供品等の提供方法・提供時期

試供品や店頭告知用資材は、令和3年10月27日(水)から令和3年11月3日(水)までの期間で、市又は委託事業者により各店舗に納品します。

## 11 その他

市が実施している他の試供品配布事業(テイクアウトごはんのお供に鈴鹿のお茶を・すずか花まるキャンペーン等)と重複して参加できます。重複する場合は、それぞれの配布対象を各店舗で御確認いただきますようお願いいたします。

## 12 申込み先(問合せ先)

鈴鹿市 産業振興部 農林水産課

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

Tel: 059-382-9017 Fax: 059-382-7610

電子メール: [norin@city.suzuka.lg.jp](mailto:norin@city.suzuka.lg.jp)